時事新報

第千五百二十四號　火曜日
明治二十年三月一日
舊丁亥二月七日（乙丑）
日出午前六時三十二分　日入午後五時五十三分　月出午前九時五十六分　月入午後十一時三十四分　滿潮午前九時二十三分　午後九時三十九分
（西暦一千八百八十七年）

時事新報

海外移住に適せる者甚だ多し

日本の人民が海外に移住すればとて愛しむに足らず我貧社會に貧士民の群集するは小池ゐ衆魚の群集して喘ぎ苦しむものに異ならずとの次第は前日の社說に一節にも記したる所にして讀者も大概その意を了解したることあらん今この立論に從ひ社會の實際ゐ就て之を證せんに凡そ人間社會の人を三類に分ち第一類は智力もあり金力も豊にして多少に事業を爲し自から利するに兼て又間接に社會の利益を與す者なり山に金石材木あり之を捨てゝ顧みざれば無に等しき無用のものなれども此事業家の働に由て無用を轉じて有用の姿となる可し農商工業何れも限らず一二人物の智力金力に由て興りたるの事例甚だ少なからず即ち之を名けて社會ゐ有用なる人物と云ふ而して其有用は何ほどにまで有用なるやと尋ぬるに其人が資産を作り出して其內を私用に供したる殘額は都て國の用を爲すものと云て可なら例へば愛に一個人の働を以て一年に五千圓の所得ありとして其五千圓の內より三千圓を家計に費すときは殘二千圓は國用を爲すものなり如何となれば此二千圓を以て自から業を起すか又は人に貸して起業の資本ゐ供するときは其事業は廣く國益を爲して又隨て國力の一部分たる可ければなり故に斯る人物の多きは一國繁榮の本にして其一個人の有無は毎年國の爲めに二千圓の得失に等しきものと云ふ可し或は此點より見れば生計ころ低くけれども農民が一家內の働を以て米麥薪炭等を作り出し自分に衣食して能く租税を納ることを得れば其租税丈けは國の用を爲すものなれども內實を尋ぬれば其衣食も足らずして飢寒に迫りながら無理に納税するものゝ如きは社會に有用なる人とは名く可からざるが如し

第二類は智力金力十分ならず或は智力あるも之を用る所なくして家計にも所得少なしと雖も左ればとて敢て他人の厄介たるにもならず俗に所謂出ず入らずの活計する者にして例へば一箇月に三十圓の所得を三十圓丈け衣食して餘す所なく唯僅に政府の筋に納る租税ばかりが國の用を爲すのみにして他は一切自働自活に止まるのみ此類の人は國の爲めゐ餘りて有るも宜し無きも亦苦しからずと云ふ可きものなり

第三類は金力素より無くして智力も體力もなく唯他人の勞力ゐ依賴して衣食する者なり此類は所謂社會の厄介ものにて一人は一人丈けの國力を減ずるがゆゑに經世家の目的は常に之を發展して聊かたりとも自活の道に入らしめんとするに在り例へば不具癈疾育唖の如きも之を治療し之を教育するは其本意は癈物を救ふて有用の者たらしめんとするに外ならず或は又この癈物より少しく上りて体力屈強よして聊か智力もなきにあらざれども社會人民の群集稠密なるが爲めに勞働の仕事を得ず唯本人の目的とする所は日々の衣食を得て一日の飢寒を免かるゝに在るれども衣服身に纏ふあるを得ざるのみか日に三度の食物さへ得るゐ由なくして身躬ら其身の始末に困る者多し是れ亦社會の經濟の爲めに謀れば厄介の名を免かれ難し其有るは無きの勝れるに若かざるなり

右の如く仮に國民の位を三類に分ちて其第三類は國の經濟の爲めゐ無くて苦しからず、有て却て厄介なりとの立言は爭ふ可らざる所のものならん然るに今我日本社會の實際に就て此類の種族なりやなしやと尋るに我輩は其割合れ多きに驚くの外なし試ゐ地方に行て其状況を視察すれば農民次第に衰弱して其家産を失ひ今は祖先傳來の田畑ゐも離れて唯毎日れ勞働に食まんとし職を求る者次第に増加すれども職を命ずる者は次第に減少し隨て其賃錢の割合も次第ゐ下落して男子一日れ賃は十五錢以下婦人は八錢以下に下り甚だしき場所柄には男子八錢婦人二錢の賃錢もあり尚甚だしきは唯三度の食物をさへ與ふれば無賃ゐて終日勞働せんと云ふ者さへありと尙これよりも甚だしきは故さらに輕き罪を犯して警吏の手ゐ拘留せられ其拘留中の食物を貪りて以て一時の飢を免かるゝの狡猾手段を運す者さへありといふ厄介も亦極度ゐ達したる者にして社會の爲先に利益なきゝは實に思ひも寄らぬ事共なり名は日本國民といふと雖も其實は國の爲先ゐ一毫の用と爲さずして却て同國民の厄介たり語と酷にすれば弱國の元素と稱するも可なり斯る貧種族の群集する日本國にして內外交通至便の今日に會したるこそ幸なれ我れに餘る人民を移して彼れの不足を補ふ即ち貿易商賣の大主義なり日本ゐ餘る生糸は之を輸出して米國ゐ餘る石油は之を輸入す輸出輸入何ぞ獨り物に限らんや苟も餘るものあれば人を輸出するも怪しむに足らず我輩は飽までも移住論を賛成するものなり

或人の說に厄介なる貧士民に移住を勸るは可なりと雖も既に自國に居て自活せるを得ざる程の者なり本來無氣力の癈物これに移住を勸告するも其勸告に應ずる者なきを如何せんとて鄙言を難するものあり我輩とても其邊は初めより思はざるにあらず今の貧士民は氣力に乏しき者なり殊に海外移住などは最も不慣なる所なれど容易に奮發する者なかる可しと雖ども貧士民悉皆無氣力にもあらず且この移住は必ずしも直ゐ其貧人を移すにも限らず何れの部分にても唯日本社會の中よゝ人口をさへ減少すれば其減數丈けは餘地を生じて跡ゐ殘る貧弱者の働を自由にするの機會なるべし勞働既に自由なれば氣力も亦隨て發生して內に自から生活の安樂を得べし庭園の泉水に金魚の數多きに過ぎて惱む者なるときは必ずしも其中の小弱のみを他に移すを要せざ唯金魚の數を減ずれば以て泉水中全般の生氣を增すゐ足る可し人と金魚と其理相同じきものなり

官報

○宮內省告示第六號
皇太后宮來ル三月三日京都御發輿伊勢路ヲ經テ志州鳥羽港ヨリ海路還御仰出サル
明治二十年二月二十八日　宮內大臣伯爵伊藤博文

○鐵道運輸收入　去る一月中鐵道局及日本鐵道會社の運輸收入左の如し

鐵道局運輸收入表

	旅客賃金（圓）	貨物賃金（圓）	合計（圓）
東京横濱間	三三三七五、五六五	四七四一、九三九	三七一一七、五〇四
高崎横川間	一五〇五、一〇〇	一一五三、三九八	二六五八、四九八
直江津關山間	二八七、五一〇	二四〇、四二〇	五二七、九三〇
神戸大津間	三五五五四、〇七五	一二六七四、〇二〇	四八二二八、〇九五
敦賀加納間	三六六三、五四〇	三〇四二、四六〇	六七〇六、〇〇〇
武豐木曾川間	二八四六、二九〇	二五一、〇〇〇	三〇九七、二九〇
總計	七六二三二、〇八〇	二二一〇三、二三七	九九三三五、三一七

日本鐵道會社運輸收入表

	旅客賃金（圓）	貨物賃金（圓）	合計（圓）
上野前橋間 大宮黑磯間 品川赤羽間	二七〇四九、六七五	二三九〇一、六七三	五〇九五一、三四八

（以上本年二月二十八日官報）

雜報

○太沽の解氷　去月十七日付天津よりの電報に據れば支那の太沽にては氷は全く解けたりと云へりされば北河の航海は近日れ內に開くことを得べしと長崎の英字新聞に見へたり

○總代者出京　明後三日より開會すべき蠶糸業組合中央部會議へ總代として去月二十六日迄出京したるは池田信嘉（愛媛）臼田久內（鳥取）山崎義夫（京都）山田武甫（熊本）市川豐章（嶋根）有光濟三（福岡）米內愛政（岩手）遠山克太郎（宮崎）の諸氏なり

○殘務取調掛　大藏省中の舊工部省殘務取調掛はやゝ事務の形付きしを以て本月三十一日限り閉鎖の都合なりと

○開業醫試驗　本年第一回開業醫の試驗は愈々來る四月一日より六日間淺草本願寺に於て執行せる由尤も右の受驗生は前期後期合て千二百餘名もあるよし

○露國皇帝　露國皇帝アレキサンドル陛下は時々醉狂さるゝとのことを或外國新聞より先頃の本紙上に譯載したるが同國の半官報は右の說は全く事實無根のことある旨を其紙上へ記載したりと近着の英國新聞に見へたり

○露獨の親密　獨相ビスマーク公が露國の歡心を害せんことを恐れて同國との關係を說くゝも注意に注意を加へたるゝとは前號に記載したるが露國も又頻りに獨逸との友誼を害せんことを恐れ國內れ新聞紙は獨逸の事物に付き其是非を評論することを禁ぜられたりといふ

○大坂府會議員の具申　大坂府會區部議員が過日西區堀江の魚市樓に集會して何か協議せし趣きは曩て聞及びたるが今其大意なりと云ふを聞くゐ從來區部の議員は少數にして郡部議員は多數なるより府會開場の節は多數の爲めに壓倒さるゝ傾きあれば今後は區部議員の數を增し郡部議員の數と大ゐ異同なきに依せられんことを申立つることに決議一決し區部なる常置委員に其申立方を委托し去廿一日委員は建野府知事に面會して右れ事情を具申せしかば知事は來る廿五日上京せる筈に付其節具申の趣きを其筋へ申立つべしと答へらるよしと去月二十四日の浪華新聞に見ゐたり

○曾て英國女皇の命を救ふ　今を距ること六十六年前英國ビクトリヤ女皇が僅か二歲の幼齡に在はせし時ケンシントン宮殿の近傍を保姆に抱かれ馬車にて通行せられしに如何なる過失ゐや馬車は俄かゐ轉覆してビクトリヤ女皇は既ゐ生命をも殞さるべき折柄其所を通行し居る愛蘭の兵士にて名をモローと稱する者あり此危難を見るや否や直ちに走り行きて皇女を擁護したりければ己れは脛其他に創傷を受けて其後暫く難義したりし程なりしも幸にして皇女は無難なることを得て皇女の母公ケンド女公は其報酬として金一磅を右の兵士に賜らきたり夫より數年の後モローは己が附屬の聯隊と共に印度に派遣せられ其所に二十年餘を送りて英國に歸り一日六ペンス（十二錢餘）の養老金を得るとゝなりたるが何分にも六ペンスにては貧困なる一家族を支ゆることと能はざるを以て女皇陛下に一書を奉り曩に陛下ヶ幼冲の折り助け參らせしとを思ひ出させられ多少の御救助あらんことを請ふとの旨を申送りたりしに何の答へもなかりしがモローは之にも屈せず頻りよ同樣れ書を呈しつゝ終に又二十年間を經過し最早到底
望みなしと救助を請
ま郵便局より無名の
磅づゝ寄贈する者あ
ることを得ず只ゞ郵
を見て或は女皇の御
ひしも迫に判然せざ
書官ヘンリー・ポン
始めく女皇の御手許
後は寄贈の郵書と齎
と受け取るみぞと待
齢にて今尚は倫敦の
云ふ

○幼稚園と園藝共進
なき故有志の人々之
らしめんと此程來計
去廿三日の夜神戸倶
同夜會合の人々は內
書記官、佐畑信之、同
、藤井師範學校長、神
勇木、田中元三郎、小磯
て幼稚園設立方法に付
を以て神戸部に之を設
創立委員を指命せし
同夫人、小磯吉人、山
しかば右の委員は直
りと云ふ又去廿一日
に付相談會と開きたる
二十五名何れも外國人
牧野本縣書記官れみ
い議長席に就き先同
を求めしに種々審議
あり其目的は草花、菓
金と與ふるに在りと
出せしが遂に牧野書記
と爲せしにツルーブ氏
其中七名は男子四名は
退散せし由尙ほ共進
べき見込なりと云ふ

○金山龜樂氏の處刑
所に於て開廷せし爆
判は翌二十三日宣告あ
に記載せしが今其宣告
裁判言渡書
大坂輕罪裁判所ニ於
山龜樂ニ對スル爆發
理シ相當官吏ノ作ル
清兵衞ニ對スル第五
答及ビ第八回調書中
スル第一回調書中第
第一回調書中第十一
撿シ撿察官ノ意見ヲ聽
北村左吉ノ辨論ヲ聽
月日不詳東京府武藏
宅ニ立越シ氏名不詳
來リタル所ノ行李中
大黨ヲ張シ獨立黨ニ
ントスルノ計畫ニ參
知シ作ラ之ヲ警察官
ス但シ明治十七年七月下旬
ニ因リ政府朝鮮事件ニ
館ノ生徒ニ於テ製造